

監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年7月13日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公 印 省 略)

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
消防本部
消防総務課、予防課、消防署

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
柴田賢治郎

第4 監査の期間
令和8年4月23日～令和8年7月13日

第5 監査の方法
令和8年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和7年度に実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。
なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

消防本部

【消防総務課】

意見

- 1 人材育成及び人員確保について、消防業務では適正な人員配置が不可欠であり、人手不足が課題として確認された。引き続き人材育成ビジョンに基づく実効性のある計画を進めるとともに、その進捗を定期的に検証し、必要な修正を行いつつ、消防力の強化に努められたい。
- 2 市民啓発活動について、消防祭や広報活動を通じて、市民の消防に対する理解が深まっていることは、非常に重要な成果と評価する。このような市民参加型の啓発活動をさらに積極的に展開し、消防の必要性と地域の防火意識向上に努められたい。
- 3 各署所を含めた消防庁舎の施設見直しについて、将来の消防需要の見通しを的確に把握し、検討されたい。
- 4 財産台帳について、現状の財産台帳には未整備の部分が多く認められた。特に借受財産に関する未契約のものについては、状況を把握し、整備に努められたい。

【予防課】

意見

- 1 防火対象物の査察計画について、重大違反の早期解消に向け、計画的な査察活動を展開されたい。

【消防署】

意見

- 1 財産台帳について、現状の財産台帳には未整備の部分が多く認められた。特に借受財産に関する未契約のものについては、状況を把握し、整備に努められたい。
- 2 現地査察において、消防団との連携が取れている各署所の取り組みに感銘を受けた。訓練や災害対応をスムーズに行っており、地域防災の良い姿と評価する。引き続き関係強化に努め、地域を支えていただきたい。